

## 牛海綿状脳症(BSE)の検査対象が変わりました

BSE は異常化したタンパク質が原因の牛の病気です。発症すると脳組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調を呈し、治療しても緩解せず、死亡するとされています。

BSE に感染した牛の脳や脊髄が牛の飼料に混入し、これを他の牛に与えたことにより、イギリスなどを中心に感染が拡大しました。国内では平成 13 年(2001 年) 9 月に初めて確認されました。これを受け、国内では牛の飼料規制を行うとともに BSE 検査を実施してきました。

### 飼料規制

- ・牛の肉骨粉の輸入・飼料利用禁止
- ・牛と鶏・豚の飼料の製造工程を分離
- ・輸入飼料の原料の届出、小売業者の届出

### 死亡牛 BSE 検査

	～平成 30 年度	平成 31 年度～ 令和 5 年度
一般牛	48 ヶ月齢以上	96 ヶ月齢以上
起立不能牛	48 ヶ月齢以上	48 ヶ月齢以上
特定症状牛	全月齢	全月齢

BSE 検査頭数は、多い年では年間 10 万頭を超えていましたが、検査月齢の変更により平成 31 年度以降は 2 万頭程度で推移しています。

これまで行ってきた死亡牛の検査頭数は 150 万頭ほどにもなりますが、平成 21 年(2009 年)1 月の 36 例目を最後に BSE 陽性牛は国内で確認されておらず、平成 25 年(2013 年) 5 月には国際獣疫事務局 (WOAH) 総会で日本は「無視できる BSE リスク」の国に認定されました。

令和 5 年(2023 年) 5 月、WOAH 総会で、BSE に関する国際基準の改正が採択され、BSE 検査の基準が示されました。これをうけ、国内の BSE 検査体制を見直すこととなり、令和 6 (2024 年)年 4 月 1 日から、死亡牛の BSE 検査対象が変更されました。

家畜衛生情報等ですすでにお知らせしていますが、これまで 96 か月齢以上は無条件に検査対象でしたが、これが廃止され、検査対象は下記のとおりとなります。

### 【改正後の BSE 検査対象牛(R6. 4. 1～)】

- ✓ 月齢に関わらず BSE を疑う牛※
- ✓ 死亡前に進行性の歩様・起立困難を呈した牛

※「BSE を疑う」とは興奮しやすい、音・光に対する過敏な反応等の BSE 特定症状を示す牛のことをいう

ただし、他の要因が確定診断された牛、治療に反応したものは検査対象から除外

牛を飼養されている皆さんは、牛が死亡した時はこれまでとおりに獣医師による検案を受けていただき、検査の要否については獣医師の判断に従ってくださいますようよろしくお願いいたします。(川本)

